

## 業務等質問回答書

提出日：令和8年6月18日

発注機関名	長野県環境部ゼロカーボン推進課	公 告 日	令和8年5月29日
業務名 業務箇所名	長野県地域おこし協力隊配置業務 長野県内		
質問書提出者	所在地		
	商号又は名称		
	電 話		
	担当者 所属・氏名		
質問内容	<p>企画提案書及び見積書作成のため、下記についてご教示ください。</p> <p>【業務の進め方について】</p> <p>1. 活動を進めるにあたり、くらしふと信州の登録団体や実践者等について、県や事務局へ相談・情報提供を依頼することは可能でしょうか。</p> <p>【経費（活動費）について】</p> <p>2. 経費見積書について、人件費（2,400千円）は固定額として取り扱い、企画提案書・見積書には活動費（1,400千円）のみを提案対象として記載する認識でよろしいでしょうか。</p> <p>3. 家賃補助について、補助の対象となる範囲（全額補助か、上限額の有無等）をご教示ください。</p> <p>4. 活動に自家用車を使用する場合、ガソリン代等を活動費に計上することは可能でしょうか。可能な場合の計算方法（実費精算、規定単価等）と、天候等の事情により公共交通機関へ変更した際の取扱いについてもご教示ください。</p> <p>5. 業務に使用する機材（パソコン・カメラ等）の購入費は活動費の対象となりますでしょうか。また、対象となる場合、備品・消耗品の区分についてご教示ください。</p> <p>6. 情報発信や資料作成等に使用するソフトウェア利用料・クラウドサービス利用料は、活動費の対象となりますでしょうか。</p> <p>7. 取材に係る交通費・宿泊費について、企画提案時点では取材先が未定ですが、見積りはどのように計上すればよいかご教示ください。</p> <p>8. 外部有識者への謝金について、上限額や単価設定の考え方をご教示ください。</p>		

9. 当初の見積りに計上していない経費が活動開始後に生じた場合、その取扱い（費目間の流用や、協議による変更の可否）についてご教示ください。

10. 現時点で指定するイベントについて決定していますが、イベント補助業務において、会場が現時点で未定の場合、会場までの交通費を活動費に計上する際の考え方および計算方法（実費精算、規定単価等）をご教示ください。

**【プレゼンテーションについて】**

11. プレゼンテーション時にパソコンを持参する場合、会場のプロジェクター等との接続方法（HDMI、USB-C等の接続端子）をご教示ください。

<p>回 答</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 可能です。</li> <li>2. 人件費の2,400千円は上限額であり、活動費と同様に人件費の金額やその積算内容についても企画提案の対象となります。</li> <li>3. 家賃は、業務に要すると認められる範囲内において活動費に計上できます。活動費は全体で1,400千円を上限額としていますが、家賃の上限は定めていません。</li> <li>4. ガソリン代や公共交通機関の運賃など活動に要すると認められる交通費は、活動費に計上することができます。計上できる金額は、自家用車による移動の場合は合理的な経路に係る距離・使用する車の燃費・ガソリンの小売単価から算出する実費相当額であり、公共交通機関による移動の場合は合理的な経路に係る利用料金です。</li> <li>5. 業務に要すると認められる機材（パソコン・カメラ等）のうち、業務の契約期間を越えて使用することができる機材については、購入費用を活動費に計上することはできませんが、レンタル・リースした場合は、業務期間内のレンタル料・リース料を計上することができます。（従って、備品、消耗品の区分は設けておりません。）</li> <li>6. 活動に要すると認められるソフトウェア利用料・クラウドサービス利用料は、活動費に計上できます。</li> <li>7. 想定する取材対象者や移動方法、回数等を基に、現時点で必要と見込まれる金額を計上してください。</li> <li>8. 本業務における規定は設けませんので、社会通念上適切な金額としてください。（参考：本県が外部有識者へ謝金を支払う際は、専門性に応じて一時間当たり3,700円から8,700円までを基本としています。）</li> <li>9. 今回提出していただく見積りは、あくまで現時点での「見込み」として提出していただき、事業内容に相応な金額であるかを審査するものです。業務開始後は、提案内容を基本としつつも、人件費・活動費それぞれの上限の範囲内において、委託契約書、地域おこし協力隊推進要綱その他関係法令等に基づいて必要な費用を支出していただき、業務期間終了後に県が必要と認める範囲内において委託料を支払います。</li> <li>10. イベントの開催場所は、現時点では、長野市内を中心としつつも長野地域以外でも開催する予定ですが、開催回数を含めて未定です。ついては、実際の活動において費用に不足が生じないように留意の上、任意に開催場所を仮定して、交通費を積算してください。（計算方法は、上記4.参照）</li> <li>11. プレゼンテーション時は、当方で大型モニターを用意するので、HDMI接続にてご使用いただけます。なお、HDMIケーブルも当方で用意します。</li> </ol>
------------	---